

平成31年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限りない福祉の心の広がり求めていきます。

2. 基本方針

社会福祉法人南富良野大乘会は、平成30年度の改正社会福祉法の施行により法人運営の透明化を図ると共に、理事会及び評議員会の法人組織の強化再編を実施しました。

また、今後総人口が減少していくことでは、法人福祉施設が地域社会を支える福祉拠点としての役割が一層に求められる時代となっていくことと、中山間部の福祉施設(事業所)において、施設が持つ機能と人材が有効に活用されて、地域住民が安心して生活ができる社会的資源としての役割が期待されており、このことでは、地域的な包括ケアシステムの一部として、地域の課題に向き合って柔軟なサービスの提供と積極的に必要な支援サービスを創出することが求められている現況であります。

なお、今後の法人運営の大きな課題である、生産人口の減少に伴い、福祉の働き手不足が深刻化していることでは、超高齢化社会を迎えるにあたり法人に期待されている機能と相伴って、人材確保は深刻な問題となっています。

ついては、本年10月には、消費税10%の引き上げが行われることで、国はこの財源を元にして介護・福祉職員の処遇改善を図ることを受けて当法人も人材確保と定着化を進める点から加算の活用を積極的に推進すると共に、国の働き方改革の関連法も本年4月より施行されることでは、特に、労働時間法制の見直しにおいて時間外労働の上限規制及び有給休暇取得の義務化等については、法人が抱える労務管理の見直しを更に進め、法人職員が長く働き続けられる様に労働環境を整えることを推進していきます。

一方では、介護・障がい福祉サービスを利用する方達の現状は、重度化、高齢化、医療的ケアのニーズが増加している中では、職員全員の専門性と質を高めることと、ICT等の先端技術を一層に検討し、ご利用者に対して効率的で品質の高い支援・介護を提供し、ご利用者一人ひとりがどのような状態にあっても住み慣れた地域で安心して適切な法人福祉サービスが受けられるように、多様な取り組みを推進してまいります。

更には、社会福祉法人は、多種多様な活動と地域貢献が期待されていることでは、公益性を持って地域に根ざした事業運営を進めることと、南富良野大乘会が地域福祉の核としてその役割を果たせるように南富良野町関係機関や関連団体との連携を密に行い地域共生社会の実現に向けて複雑化、多様化している生活課題に向き合い柔軟に法人の資源を活用し一層地域福祉の向上に努めて参ります。

つきましては、平成31年度の重点的な事項を以下のとおり推進します。

- (1) 本年度は、法人役員の変更期であり平成31年6月の評議員会終了をもって現役員が任期満了となることから社会福祉法人南富良野大乘会の定款に基づき理事・監事の役員改選の事務を適正に進めます。
- (2) 10月1日からの消費税10%になることでは介護・福祉サービス報酬の改正が予定されていることから、加算等の報酬基準に基づき、介護・支援サービス費の請求を適切な事務対応で進めます。また、経営的に課題がある事業種においては、法人全体で効果的で効率的な予算執行を持って経営を推進します。
- (3) 法人各種事業は、事業計画に沿って運営を行い、事業運営は、各施設・事業所及び役員職員が一体となって事業経営に取り組みます。

また、平成30年度策定の中期施設等事業計画を基に法人各事業所の整備を進め、ご利用者の生活環境等の向上に努めます。

- (4) 介護・福祉人材の労働不足は深刻化を増していることから、多様な人材を職員として採用できるように、ハローワークや民間求人会社の広告を活用するとともに各大学、短大、専門学校及び高校等へ訪問求人活動を積極的に行い人材確保に努めるとともに、近年の学生は、スマホを主たるツールとしていることを踏まえた求人対応を推進します。
- また、南富良野町及び南富良野町社協と連携して福祉担い手調整会議等において情報交換を実施し、人材の確保に努めます。
- なお、福祉専門学校等と連携・協力体系を構築し、外国人留学生の適正な雇用確保を図るために外国人雇用のための体制整備について更に調査研究に努めます。
- (5) 改正社会福祉法における会計監査人の設置では当法人（収益10億円超又は、負債20億円超）は2021年度の配置が必須であることから、関係統制規程等の整備に向けて調査・準備を進め、会計監査人の配置について進めます。
- また、今年度も本部機能の再構築を図るために事務組織の検討を推進します。
- (6) 本年度も富良野管内の高齢者人口と動向を調査研究し、法人2カ所の特別養護老人ホーム「ふくしあ」及び「一味園」が安定的な運営が図られるように、南富良野町と中・長期期的な展望を持って介護サービスのあり方について運営会議を継続的に開催し、施設運営の方向性について検討を進めます。
- また、一層に効率的な予算執行と将来を見据えた事業運営の検証を行うとともに、待機者等の動向を把握するために法人職員による営業・広報活動を実施し、健全な経営に努めます。
- (7) 法人事業所においては、ご利用者の権利擁護が最重点の事項であることから、虐待防止と苦情解決については、法人の虐待防止マニュアル等に沿った権利・擁護を遵守し、ご本人やご家族の意向に寄添った支援介護を実践し、各種研修会等に参加し、職員の質向上を推進します。
- (8) 社会福祉法の改正により法人は、一層に地域における公益的な活動が求められており、施設は地域社会あってこそその存在であるので、開かれた施設として各種行事の開催とボランティアの受入や地域住民向けに趣味的な教室等を実施し、積極的に交流を深めるように推進します。
- (9) 法人事業を活用する障がい者も高齢者も潤いを持って豊かな生活が送れるように生活環境の質を高めるとともに、その人が住み慣れた南富良野町内で安心して安定的な生活が送れるように法人職員は、支援・ケア技術の向上に努め更に、問題意識を持ってサービスの提供を進めるように研修・研鑽に努めます。
- (10) 国の「働き方改革」関連法案が4月より順次施行されることを踏まえて、法人職員が安全で健康的に働くことができ、誰もが活躍できるような職場づくりを積極的に推進します。
- (11) 社会福祉法人南富良野大乘会は、2020年10月をもって法人設立40周年及びからまつ園が2021年4月において創設40周年の大きな記念日を迎えることから記念事業について検討・調査を開始します。

3. 管理運営

(1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 29年4月1日から平成31年度定時評議員会終了まで（2年間）

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 29年4月1日から平成33年度定時評議員会終了まで（4年間）

(2) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会（6月） 前年度事業報告、決算報告等の審議
- ② 第2回理事会（9月） 事業の報告等

- ③ 第3回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等
- ④ 第4回理事会（2月） 補正予算、事業の報告、人事等
- ⑤ 第5回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
その他必要に応じて、随時開催します。

(3) 評議員会

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告等審議
- ② 第2回評議員会（12月） 事業の中間報告等
- ③ 第3回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算の審議他
その他必要に応じて、随時開催します。

(4) 監査の実施

- ① 第1回監査（5月） 前年度の決算監査
- ② 第2回監査（9月） 4月から6月までの事業等の状況
- ③ 第3回監査（12月） 7月から10月までの事業等の状況
- ④ 第4回監査（3月） 11月から2月までの事業等の状況

(5) 評議員選任・解任委員会

- ① 委員定数 3名
評議員の選任、解任等について必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定時開催します。
- ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況を報告・必要な協議・検討を行います。
- ③ 理事長の毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定時開催します。また、臨時的にも開催します。
- ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果的な職員配置と事業運営で進めます。
- ② 職員の健康管理、福利厚生の実施に努め、適正な労働環境を確保します。
- ③ 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員処遇改善に努めます。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計専門コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
- ② 各事業所は、適正なサービス事業収入の確保に努めるとともに、費用の節減を図り、地域社会の福祉向上につながる公益的な事業の推進に努めます。
- ③ 南富良野大乘会の事業所が一体的（集合体）となった経営・事業運営を行い、安定的に事業が推進するように予算管理と会計処理を進めます。

4. 高齢者事業の運営検討

日本の労働不足が顕在化していることで法人2か所の特別養護老人ホームふくしあ・一味園においては、人材不足により職員の確保・補充が極めて厳しいことと、近隣市町村の高齢者事業所の利用定員増等を受けて、従前に増して経営状況は厳しさを増しています。更には、一味園は、創設40年を経過し建物の経年劣化等によりご利用者の生活環境の向上を図ることからも建物及び設備の更新が必要であることを踏まえて、今後の高齢者施設事業運営についての方向性を南富良野町と連携し、年度末を目途に検討を進めます。

5. 役職員等研修の実施

法人経営と法人福祉サービス事業の向上と多様化している福祉サービスのニーズに対応するため研修として、他施設等の視察研修及び北海道社会福祉協議会等の研修会に参加します。

6. 法人職員の人材確保と定着について

円滑な福祉サービス事業の運営は、適正な人員配置と定着した専門性のある職員体制を維持することが必要であります。また、障害や介護度等が多様化したご利用者の支援・介護サービスにおいては、安定的に職員が配置された体制が必要であることから次の人材確保事業を推進します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会との「福祉担い手会議」においては、情報交換、協力、連携を図り福祉人材の確保と育成に努めます。
- (2) 人材はすべての業界において不足している中で、新規学生への確保対応については、各学校に赴き情報交換を密に行うとともに、求人広告会社及び転職専門求人社を活用した求人・募集活動に努めます。
- (3) 各種学校関係の職場ガイダンス、企業説明会及びハローワーク等の求職者合同説明会と合同就職面接会等には、積極的に参加し多様な職種の職員を確保できるように努めます。
- (4) 職員の定着化が進むように効率的な業務を推進するとともに、労働条件、賃金体系等の労働環境の見直しと整備を推進します。
- (5) 正規職員への登用を更に進めるとともに、シニア層の活用を進めると各種技能を持った職員の採用を図り人材確保に努めます。
- (6) 人材育成や職員組織の活性化においては、適材適所の人事異動を進めるとともに、専門職としての配置について配慮をします。
- (7) 人事考課制度は、キャリアアップを構築するものであり、各職制に応じた研修を開催して、職員の能力開発や人材育成を図るとともに処遇改善費加算の適用を進めます。
- (8) 計画的に内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門知識や支援・介護技術の向上及び倫理観の向上に努めます。
- (9) 改正出入国管理法の施行を受けて、今後外国人留学生等の活用については、関連学校及び関連監理団体から情報を収集し、法人職員としての活用について検討・調査を進めます。

7. 法人職員交流事業の継続

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町で各種福祉サービスを実施するには、全職員の健全な心と体が基本となることから職員の健康管理の助長と職員間の情報・交換の場として大乘会職員交流会を開催します。

8. 法人の地域貢献事業

社会福祉法人は、地域社会において公益的な福祉サービスの貢献事業が求められていることから、法人・施設は町内各地域において地域共生の担い手として事業の推進に努めます。また、南富良野町と災害時における避難場所の設置運営協定を締結し、地域住民の避難場所（ふくしあ）として提供・協力をします。

9. 虐待の防止対応

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、常日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に努めます。

- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する研修には、積極的に参加を進めます。

10. 安全・衛生管理・感染症対策

職員は、常に介護・支援サービスの質の向上に取り組むとともに、事故防止や感染症対策などを講じて、ご利用者の健康・安全確保を次のとおり実践します。

- (1) ご利用者の事故等を未然に防止するとともに、事故発生時は適切な対応を行い再発防止における処置と改善を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解・ご協力の下で施設内における感染症と疾病発症の予防対策を図るとともに、職員の衛生教育を行い、衛生管理設備の整備を進めます。
- (3) 法人職員は、交通ルールを遵守した交通安全運転等の推進に努めるとともに、交通安全運動活動に参加し、交通安全意識の向上を図ります。

11. 災害対策への対応

各種災害時にご利用者が当法人の事業所において安心して生活ができるように安全確保を図るために、防災設備の整備を進めるとともに、(社福)富良野あさひ郷との災害等協定に基づき非常時の協力体制を整えます。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員、ご利用者が緊急時に備えた防災意識の助長を図ります。

12. 大乘会職員研究発表会

ご利用者サービス支援・介護技術の向上と事業所運営の発展を図るために実践研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所のご利用者サービス提供の改善を図ります。

13. 情報公開・開示

社会福祉法の改正では、法人経営の透明性を図ることが一層に求められたことで、法人のホームページ、SNS や各事業所広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況等の情報を次のとおり発信します。

- (1) 広報誌の発行について
大乘会通信や各事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。
- (2) 法人ホームページ等の活用について
 - ・事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
 - ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。
- (3) SNS の活用について
今日の大きな情報発信機能としてSNS（情報通信）を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

14. 苦情の対応

各施設・事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者と家族の立場に沿った業務内容と生活環境等の見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程に基づき迅速な対応をもって、処遇改善

や見直しを速やかに進めます。

15. 個人情報保護等の遵守

個人情報の取扱いは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管と情報保護の管理を進めます。

社会福祉法人南富良野大乘会
平成31年度 年間主要行事予定計画書

月日		法人事業	事業所行事	その他
4月	1 日	辞令交付式・新年度体制		
5月	中 旬	法人監事決算監査		
	下 旬	第1回南富良野大乘会施設見学会		
6月	上 旬	第1回理事会(決算理事会)		
	中 旬	定時評議員会(第1回評議員会)		
		第2回理事会		
2 2 日	大乘会職員交流会(パークゴルフ大会)			
7月	6 日		大乘会スポ・レク交流会	
	未 定	役員等視察研修会		
	2 8 日			かなやま湖水祭り
8月	1 0 日		ふくしあ夏祭り	
	下 旬	第2回南富良野大乘会施設見学会		
9月	7 日		大乘会ふれあいフェスタ	
	未 定	第3回理事会		
	未 定	法人監事定例監査(2日間)		
	1 7 日			幾寅神社祭
	未 定		ふくしあ・一味園敬老会	
10月	上 旬	最低賃金見直し(予定)		
	中 旬	第3回南富良野大乘会施設見学会		
11月	中 旬	北海道社協役員研修		
12月	3～9日	障がい者週間		
	未 定	第4回理事会		
	未 定	第2回評議員会		
	中 旬	法人監事定例監査		
1月	上 旬	新年挨拶		新年交礼会
	中 旬	新採用職員オリエンテーション		
	2月	未 定	法人研究発表会	
未 定		第5回理事会		
3月	上 旬	大乘会人事内示		
	上 旬	新任職員就職前実習		
	上 旬	法人監事定例監査		
	下 旬	第6回理事会		
	下 旬	第3回評議員会		
その他	年 間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎 月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随 時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乗会 本部組織機構図

役員任期：平成29年6月13日～平成31年度定時評議員会
 評議員任期：平成29年4月1日～平成33年度定時評議員会

評議員選任・解任委員任期：平成29年3月27日～平成33年度定時評議員会

